

パートナーシップづくり助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、パートナーシップづくり助成事業実施要領（令和5年6月20日施行。以下「要領」という。）に基づいて事業計画の承認を受けた事業実施主体が行う事業に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内においてパートナーシップづくり助成事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 本補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(事業の実施期間)

第3条 この事業の実施期間は、交付決定日から当該年度の3月5日までとする。

(交付の申請)

第4条 規則第2条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号とし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（要領様式第3号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（要領様式第3号別紙）
- (3) 納税証明書（すべての県税）の原本
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に申請し承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助対象事業費の増額及び20%を超える減額
 - ロ 事業実施主体の変更
 - (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、交付決定に当たり、第4条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を、補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告）

- 第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号とし、その提出期限は、補助事業が完了もしくは廃止の承認の日から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった年度の3月5日のいずれか早い日とする。
- 2 前項の実績報告に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書（要領様式第3号）
 - (2) 事業費の明細書（任意様式）
 - (3) 契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
 - (4) 事業実施を証する写真、本事業により作成した資料等の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

- 第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号とする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第8条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控

除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第9条 事業実施主体は、事業に関する支出が明確になるよう証拠書類を添えて他の帳簿と区分して経理しなければならない。

2 事業実施主体は、事業に関係する書類を整理し、前項の書類とあわせて実施後5年間以上保存しなければならない。

(書類の提出先)

第10条 この要綱により、知事に提出する書類の提出部数は1部とし、宮城県農政部農山漁村なりわい課に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月20日から施行し、令和5年度予算に係る事業に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

別表（第2条関係）

1 パートナーシップづくり助成事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

交付対象となる経費		補助率等
経費区分	内容	
旅費	活動に要する交通費、宿泊費 外部講師を招く際の交通費、宿泊費	定額 (10/10) (補助上限 額は250千円 以内)
報償費	講師謝金、謝礼	
需用費	消耗品費、印刷製本費（食糧費は対象外）	
役務費	運搬費（切手、はがき、配達料等）、広告宣伝費、保険料	
使用料及び賃借料	会場使用料（冷暖房費を含む。）、機材等リース料・レンタル料等、出展料、各種入場料	
委託料	共同体の活動推進を目的に、外部に発注する費用（委託契約に基づく広告宣伝費、印刷物製作費など）	
研修手当	研修の受講に要する経費の手当	

2 以下の経費は対象外とする。

- (1) 汎用性のある機器、器具等の購入、修繕に係る経費
- (2) 交付決定前または事業期間終了後に支出した経費
- (3) 県の旅費規定を準用し、1泊11,800円（食糧費含みの上限額）を超える宿泊費
ただし、計画申請時及び実績報告時、宿泊費の必要性を示すこと。
- (4) 交通費の支払証明ができない経費。（公共交通機関においては領収書の発行が困難な場合、履歴印字などを行い支払証明書類を保管すること）